令和2年度第1回宝達志水町青少年健全育成町民会議　議事録

表決者　全18名

（議案1）　令和2年度役員の選任（案）について（賛成18名）・・・・・・・・・・・・・・・・・・承認

（議案2）　令和2年度青少年健全育成町民会議事業計画（案）について（賛成18名）
・・・・承認

（議案3）　令和2年度青少年育成センター事業計画（案）について（賛成18名）・・・承認

令和2年度　第1回宝達志水町青少年健全育成町民会議

議案一覧

議案1　令和2年度役員の選任（案）について（会議資料２頁）
前年度委員の任期満了に伴い（青少年健全育成町民会議設置要綱第３条２項）、本年度新たに委員となった各団体の代表の任務について議案１のとおり提案する。

議案2　令和2年度青少年健全育成町民会議事業計画（案）について（会議資料３頁）
令和２年度青少年健全育成町民会議事業計画を議案2のとおり提案する。 ４月のあいさつ運動強化週間（愛のひと声運動強化週間）は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。 例年、6月のあいさつ運動強化週間から委員の皆様にあいさつ運動推進委員として広報車での巡回・声かけにご協力いただいている。新型コロナウイルス感染症の影響で本会議開催が遅れたことにより、令和2年度は9月と11月のあいさつ運動強化週間にご協力いただきたい。担当日がご都合の悪い場合は事務担当まで連絡いただきたい。 また、９月１日から9月８日にかけて実施するグッドマナーキャンペーン重点期間においては、会議資料7頁記載の各団体の皆様に街頭指導にご協力いただきたい。該当する団体の委員の皆様に後日腕章をお渡しするので、団体ごとに分担・腕章の配付をお願いしたい。腕章は2月中旬開催予定の第2回青少年健全育成町民会議で返却していただきたい。

（議案3）　令和2年度青少年育成センター事業計画（案）について　（会議資料１１頁）
令和2年度青少年育成センター事業計画を議案3のとおり提案する。

※例年、第1回青少年健全育成町民会議において、昨年度の本町の不良行為の補導状況や不審者情報について、羽咋警察署から情報提供していただいています。また、本会議の目的である、「家庭・学校・地域が一体となって地域ぐるみで明るく心豊かで健やかな青少年育成に努める」の達成のために、意見交換の時間や講演会を開催しています。

令和2年度は本会議を書面開催とするため、情報提供・意見交換会・講演会は実施できないことをご了承願います。

令和2年度
第1回宝達志水町青少年健全育成町民会議
会議資料

令和2年度青少年健全育成町民会議委員名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

（議案1） 令和2年度役員の選任（案）について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

（議案2） 令和2年度青少年健全育成町民会議事業計画（案）について ・・・・・・3

（議案3） 令和2年度青少年育成センター事業計画（案）について ・・・・・・・・・・11

（参考資料） 青少年健全育成関係組織図等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

令和2年度宝達志水町青少年健全育成町民会議
委　員　名　簿

（順不同）

No	所　属	団体名	役　職	氏　名	備　考
1	宝達志水町		町長	寶　達　　典　久	会長
2	宝達志水町	教育委員会	教育長	細　　江　　孝	副会長
3	宝達志水町	区長会	代表	飯　尾　　保　富	
4	宝達志水町	民生・児童委員協議会	会長	中　村　　俊　夫	
5	羽咋保護区	保護司会宝達志水町支部	支部長	嘉　門　　昌　平	
6	羽咋地区	更生保護女性会	支部長	子浦田　巳智子	
7	宝達志水町	社会教育委員	議長	向　瀬　　泰　興	
8	宝達志水町	老人クラブ連合会	代表	秋　田　　喜　憲	
9	宝達志水町	体育協会	会長	寺　崎　　敏　治	
10	宝達志水町	文化協会	副会長	赤　池　　嘉　久	
11	宝達志水町	商工会青年部	部長	大　窪　　昌　次	
12	宝達志水町	交通安全協会	会長	橘　　隆　　春	
13	石川県	青少年育成推進指導員	代表	澤　田　　徳　子	
14	宝達志水町	羽咋警察署	代表	本　江　　弘　志	
15	石川県	宝達高等学校	代表	山　森　　宣　和	
16	宝達志水町	小・中・高生徒指導連絡会議	代表	西　住　　昭　真	
17	宝達志水町	PTA連合会	副会長	北　　篤　　志	
18	宝達志水町	保育士会	代表	階　戸　　峰　子	
19	宝達志水町	学校教育課	課長	岡　田　　正　人	

【防犯担当課】

総務課危機管理室	室長	宮　本　　孝　則	

【事務局】

宝達志水町教育委員会事務局 生涯学習課	課長	坂　　井　　賢	事務局
	課長補佐	上　野　　峰　子	事務局
	主事	丸　山　　恵　里　香	事務局

議案１

役員の選任（案）

◇ 青少年健全育成町民会議

会　長　　寳　達　典　久　（町長）

副会長　　細　江　孝　　（教育長）

◇ 青少年育成委員会

委員長　　細　江　孝　　（青少年育成センター所長）

副委員長　　澤　田　徳　子　（県青少年育成推進指導員代表）

◇ あいさつ運動推進委員会

委員長　　細　江　孝　　（教育長）

◇ 健全育成モニター会議

委員長　　飯　尾　保　富　（区長会代表）

◇ 小・中・高生徒指導連絡会議

委員長　　西　住　昭　真　（宝達中学校長）

議案２

令和2年度青少年健全育成町民会議事業計画（案）

実施日	事　業　名	内　　容	委員会
~~4月 6日~~ ~~～ 13日~~ 中止	あいさつ運動強化週間 愛のひと声運動強化週間	街頭・校門前指導及び巡回・啓発活動の実施	あいさつ運動推進委員会
6月中旬 書面決議	第1回青少年健全育成町民会議	令和２年度事業計画等の審議	町民会議
6月下旬 書面決議	第1回青少年育成委員会	令和２年度巡回指導計画等の審議	青少年育成委員会
6月 1日 ～ 8日	あいさつ運動強化週間 愛のひと声運動強化週間	街頭・校門前指導及び巡回・啓発活動の実施	あいさつ運動推進委員会
7月 1日 ～ 31日	青少年の非行・被害防止 全国強調月間	青少年の非行防止活動の実施・啓発	町民会議
~~7月中旬~~ 中止	社会を明るくする運動 街頭キャンペーン	商店前での啓発リーフレットの配布	町民会議
9月 1日 ～ 8日	あいさつ運動強化週間 愛のひと声運動強化週間	街頭・校門前指導及び巡回・啓発活動の実施	あいさつ運動推進委員会
9月 1日 ～ 30日	グッドマナーキャンペーン	学校周辺・駅等での街頭指導及び巡回・啓発活動の実施	町民会議
11月 1日 ～ 30日	子ども若者育成支援強調月間	青少年健全育成活動の実施・啓発	町民会議
11月 3日	心の教育推進大会	心の教育の実践事例発表及び講演等	町民会議
11月 2日 ～ 10日	あいさつ運動強化週間 愛のひと声運動強化週間	街頭・校門前指導及び巡回・啓発活動の実施	あいさつ運動推進委員会
2月中旬	第2回青少年健全育成町民会議	令和２年度事業報告等の審議	町民会議
2月下旬	第2回青少年育成委員会	令和２年度巡回指導報告等の審議	青少年育成委員会

その他の事業
　青少年育成委員会…巡回指導

令和２年度あいさつ運動推進委員会　巡回・啓発活動

６月

		日	1	2	3	4	5	8
		曜	月	火	水	木	金	月
		巡回地区	押水	志雄	押水	志雄	押水	志雄
役場職員	指導地区	運転手	藤森省吾　生	丸山恵里香　生	山田松夫　生	畑山光夫　生	松田真由美　生	丸山恵里香　生
		あいさつ運動推進委員	寳達典久	細江　孝	坂井　賢　生	定免敏彦　生	上野峰子　生	淺川治世　生

９月

		日	1	2	3	4	7	8
		曜	火	水	木	金	月	火
		巡回地区	押水	志雄	押水	志雄	押水	志雄
役場職員	指導地区	運転手	山田松夫　生	藤森省吾　生	上野峰子　生	松田真由美　生	畑山光夫　生	淺川治世　生
		あいさつ運動推進委員	橘　隆春	岡田正人	寺崎敏治	大窪昌次	澤田徳子	子浦田巳智子

１１月

		日	2	4	5	6	9	10
		曜	月	水	木	金	月	火
		巡回地区	押水	志雄	押水	志雄	押水	志雄
役場職員	指導地区	運転手	丸山恵里香　生	上野峰子　生	藤森省吾　生	山田松夫　生	畑山光夫　生	淺川治世　生
		あいさつ運動推進委員	赤池嘉久	中村俊夫	老人クラブ連合会代表者	飯尾保富	嘉門昌平	向瀬泰興

※集合場所は、押水地区は宝達志水町埋蔵文化財センター（旧押水図書館前）、志雄地区は役場庁舎前です。午前７時１０分までにお越しください。

※巡回時間　ＡＭ７：１０～７：４０

令和２年度グッドマナーキャンペーン実施要項

１　趣　旨

町内の小学校、中学校、高等学校、青少年の健全育成に関わるすべての団体が連携・協力して、青少年に公共マナーなどを呼びかけるキャンペーンを実施し、本町青少年の公共マナーや交通ルールに対する規範意識の向上を図る。

また、本キャンペーンの実施により、青少年健全育成活動の輪を広げ、地域ぐるみで子どもたちを育てる気運を高める。

２　事業主体

宝達志水町青少年健全育成町民会議

３　期　間

令和２年９月１日（火）～８日（火）６日間（土・日を除く）

４　時　間

午前７時１０分～７時４０分（児童・生徒の登校時）…街頭指導
広報車による巡回指導

午後４時００分～５時００分（児童・生徒の下校時）…街頭指導
広報車による巡回指導

５　場　所

小・中学校周辺の交差点や駅等　１１カ所（別紙「街頭指導分担表」参照）

６　参加者（団体）

青少年健全育成町民会議、区長会、民生・児童委員協議会、保護司会、更生保護女性会、社会教育委員会議、体育協会、文化協会、商工会、交通安全協会、県青少年育成推進指導員、石川県退職女性校長会、小・中・高等学校の児童・生徒及び教職員、ＰＴＡ連合会など

７　声かけの対象

町内小学校の児童、中学校・高等学校の生徒など

８　活動内容

各場所で状況に応じて、あいさつや声かけをする。

＜交通ルールに関する声かけ＞

・自転車の２人乗りや傘差し運転をしない
・自転車に乗って携帯電話を使用しない
・自転車は夜間の点灯をする
・自転車に乗る時は、ヘルメットを着用する（小・中学生）
・信号を守る

・横断歩道を渡る

＜駅などでのマナーに関する声かけ＞

・地面や床に座らない、たむろしない

・大声で携帯電話を使用しない

・ゴミを捨てない

その他、次のとおりキャンペーンの周知を図る。

・小学校の児童、中学校・高等学校の生徒（保護者）に啓発チラシを配付する。

・学校や街頭指導場所にのぼり旗を設置する。

・ホームページやケーブルテレビを活用する。

9　その他

・街頭指導の際は、腕章を着用する。（ＰＴＡ、交通安全協会などを除く。）

・荒天の場合も街頭指導を実施する。

・期間中に万が一事故が発生した場合は、速やかに町民会議事務局へ連絡する。

10　お問い合わせ先

宝達志水町青少年健全育成町民会議事務局

（宝達志水町教育委員会生涯学習課内）

ＴＥＬ　２９－８３２０　ＦＡＸ　２９－２３３３

令和2年度グッドマナーキャンペーン　街頭指導分担表

民：民生･児童委員協議会　保：保護司会　更:更生保護　社：社会教育委員会議　体：体育協会
文：文化協会　商：商工会　青：青少年育成推進指導員　（※）担当団体は、1名以上での街頭指導をお願いします

（実施時間）　午前7:10～7:40

		9/1(火)		9/2(水)		9/3(木)		9/4(金)		9/7(月)		9/8(火)		備考
押水地区	今浜交差点（ファミリーマート前）	文		文		文		文		文		文		
	米出インター口交差点（佐藤石材店前）	更		更		更		更		更		更		
	河原交差点（旧国道471号）（県道229号宝達今浜線）	商		商		商		商		商		商		
	松田タタミ店角（相見小学校近く）	保		保		保		保		保		保		
	JR宝達駅前（西口）	民		民		民		民		民		民		
	JR免田駅前	体		体		体		体		体		体		
志雄地区	子浦北交差点（北國銀行志雄支店前）	青		青		青		青		青		青		
	大衆食堂一心亭前交差点	更		更		更		更		更		更		
	子浦大橋交差点（吉野屋側）	民		民		民		民		民		民		
	樋川小学校前交差点（白虎山公園そば）	文		文		文		文		文		文		
	JR敷浪駅前	社		社		社		社		社		社		

【お問い合わせ】生涯学習課　担当　藤森　29－8320

令和２ 年度グッドマナーキャンペーン具体的な声かけ例

★重点目標★

・気持ちのよい挨拶をしよう！

・自転車に乗るときはヘルメットを着用しよう！

・スマートフォンの操作など「ながら運転」「ながら歩き」はやめよう！

●公共マナー

・気持ちのよい挨拶をしましょう。
・割り込み乗車はやめましょう。
・混んでいる時は、荷物をひざの上か網棚におきましょう。
・バスや電車の中で大声を出すのはやめましょう。
・地面や床に座ったり、たむろしたりするのはやめましょう。
・道路等にごみを捨てるのはやめましょう。

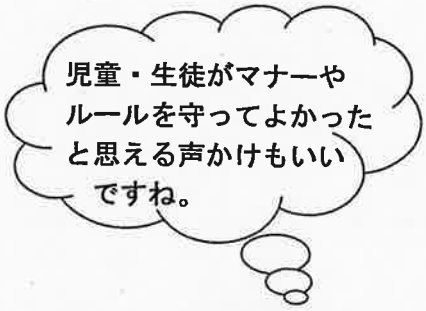

●交通ルール

＜歩行者＞

・信号を守りましょう。
　→【信号機の信号等に従う義務】道路交通法第７条
・右側通行をしましょう。
　→【通行区分】道路交通法第１０条第１項
・歩道を通りましょう。
　→【通行区分】道路交通法第１０条第２項
・横断歩道を渡りましょう。
　→【横断の方法】道路交通法第１２条第１項

＜自転車＞

・携帯電話やスマートフォンを操作しながら運転するのはやめましょう。
・イヤホンなどで音楽等を聴きながら運転するのはやめましょう。
　→【安全運転の義務】道路交通法第７０条、【運転者の遵守事項】道路交通法第７１条第６号
　【運転者の遵守事項】石川県道路交通法施行細則第１２条第５号、１１号、１２号
・信号を守りましょう。
　→【信号機の信号等に従う義務】道路交通法第７条
・一列で走りましょう。
　→【軽車両の並進の禁止】道路交通法第１９条
・交差点では一時停止しましょう。
　→【指定場所における一時停止】道路交通法第４３条
・迷惑駐輪はやめましょう。
　→【停車及び駐車を禁止する場所】道路交通法第４４条、【駐車を禁止する場所】道路交通法第４５条
・夜間はライトをつけましょう。
　→【車両等の灯火】道路交通法第５２条第１項、
　【道路にある場合の灯火】道路交通法施行令第１８条第１項第５号、
　【軽車両の灯火】石川県道路交通法施行細則第９条第１項
・二人乗りはやめましょう。
　→【乗車又は積載の制限等】道路交通法第５７条第２項
　【軽車両の乗車又は積載の制限】石川県道路交通法施行細則第１０条の２第１号
・傘さし運転はやめましょう。
・ヘルメットを着用しましょう。

押水地区

松浦味噌交差点（相見小近く）

米出インター口交差点

河原交差点

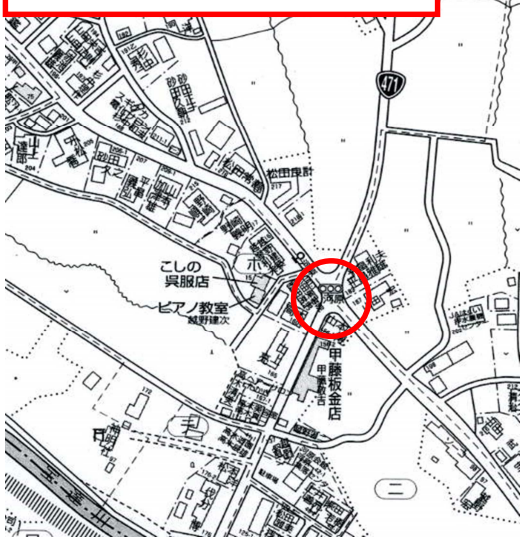

今浜交差点

JR宝達駅前

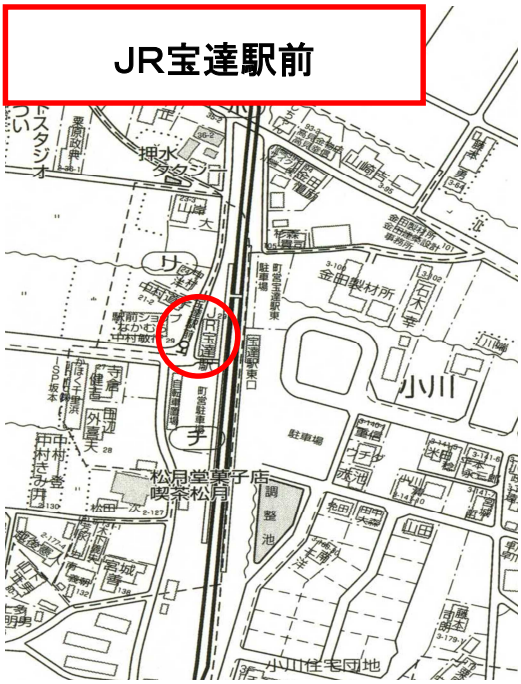

JR免田駅前

志雄地区

子浦北交差点

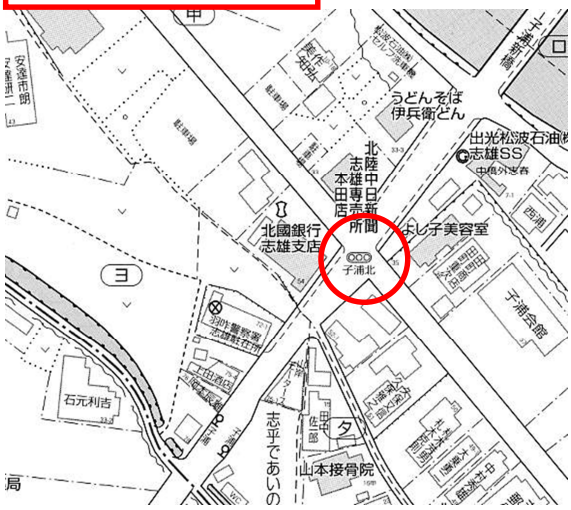

子浦大橋交差点

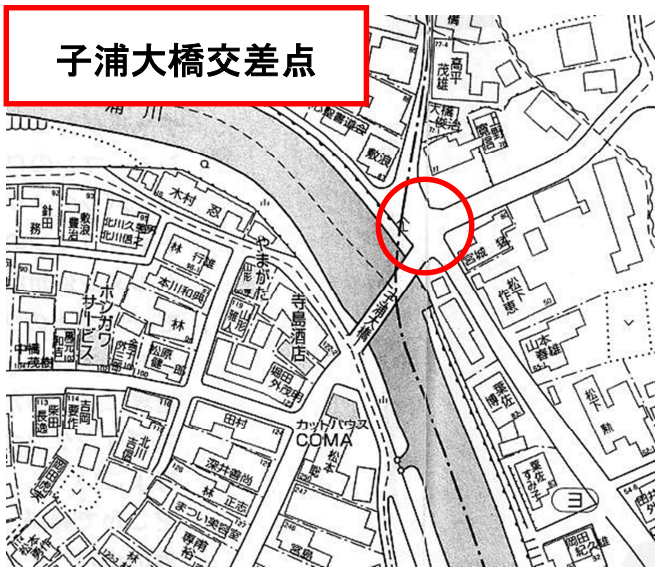

樋川小学校前交差点

大衆食堂一心亭前交差点

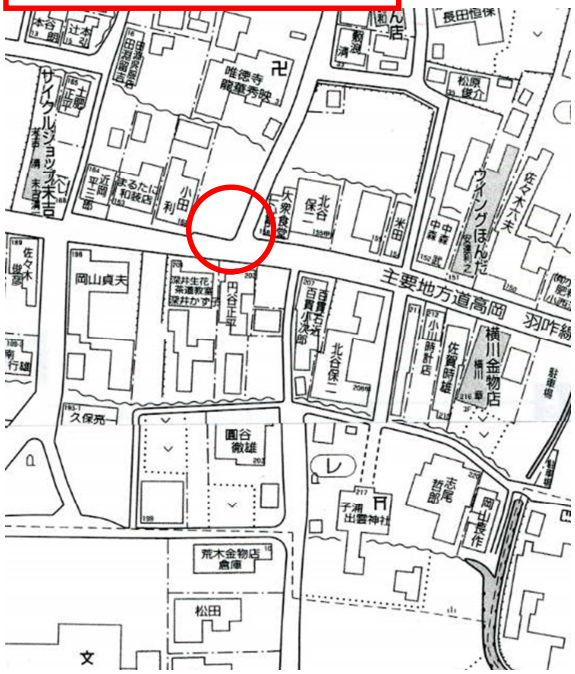

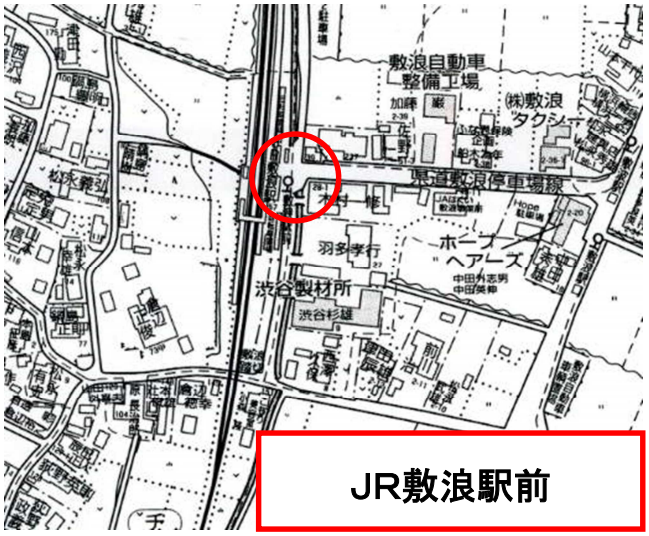

JR敷浪駅前

議案３

令和2年度青少年育成センター事業計画（案）

月　日	事　業　名	会　場
６月中旬 書面決議 中止 中止	○第１回宝達志水町青少年健全育成町民会議 ●石川県少年補導センター所長会議 　石川県少年補導センター連絡協議会総会	 県青少年総合研修センター
６月下旬 書面決議	○第１回宝達志水町青少年育成委員会	さくらドーム２１
７月 9日 下旬	【青少年の非行・被害防止全国強調月間】 ●石川県青少年育成推進指導員研修会 ●有害図書等区分陳列一斉点検 ○夏季休業巡回指導	 県青少年総合研修センター 町内 町内
８月 中止	○夏季休業巡回指導 ●石川県青少年健全育成羽咋郡・市ブロック会議	町内 宝達志水町
９月 1日～ 8日 23日～25日	【グッドマナーキャンペーン】 ○グッドマナーキャンペーン重点期間 ○羽咋法事巡回指導	 町内 羽咋市
１０月 11日 16日～ 18日 未定	 ○蓮華山子ども相撲大会巡回指導 ○ＹＯＳＡＫＯＩソーラン日本海巡回指導 ●青少年携帯電話等対策講座	 子浦地内 多目的グラウンド
１１月	【子ども若者育成支援強調月間】 ●有害図書等区分陳列一斉点検	 町内
２月　中旬 下旬	○　第２回宝達志水町青少年健全育成町民会議 ○　第２回宝達志水町青少年育成委員会	さくらドーム２１ さくらドーム２１
３月　上旬	●石川県青少年育成推進指導員連絡会役員会	県庁

○巡回指導…夏季休業や行事の際に、街頭補導活動、青少年に悪影響を与える有害環境等の情報提供及び浄化活動を行う。

●有害図書等区分陳列一斉点検…コンビニなどで成人用雑誌が一般の書物と区別された陳列をしているか点検する。違反した店には３０万円以下の罰金が科される。

○　町青少年育成委員会関係
●　県青少年育成推進指導員関係

宝達志水町青少年健全育成関係
組　織　図

青少年健全育成町民会議
青少年健全育成施策の審議 青少年育成センターの活動及び運営に関する審議など
町長(会長)、教育長(副会長) 青少年健全育成関係機関・団体代表者

青少年育成センター
青少年の健全育成、非行防止に関する事業など
教育長(所長) 補導員

名称	青少年育成委員会	あいさつ運動推進委員会	健全育成モニター会議	小・中・高生徒指導連絡会議
活動	街頭補導活動 有害環境浄化活動など	「あいさつ運動」、「愛のひと声運動」の推進など	青少年の善行や非行、有害環境等の情報提供など	生徒指導の現状や課題に関する情報交換など
主な構成員	育成ｾﾝﾀｰ所長(委員長) 小･中学校ＰＴＡ代表者 小･中･宝達高生徒指導担当教諭 県青少年育成推進指導員 育成ｾﾝﾀｰ関係職員 羽咋警察署員 志雄防犯ブルーバード(ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ)	教育長(委員長) 町民会議全委員 〔協力依頼〕 区長会、町役場職員 保育所、小･中学校	区長会代表(委員長) 全区長	校長会(中学校)代表(委員長) 小･中･宝達高生徒指導担当教諭 (育成ｾﾝﾀｰ関係職員)

令和2年度青少年健全育成関係事業の概要

１ 青少年育成委員会

（1） 巡回指導及びパトロール

夏季休業、ｸﾞｯﾄﾞﾏﾅｰｷｬﾝﾍﾟｰﾝ、羽咋法事、YOSAKOI ｿｰﾗﾝ日本海、蓮華山相撲

（2） 有害環境等浄化活動

２ あいさつ運動推進委員会

（1）あいさつ運動

① あいさつデーの実施（毎月１日）…広報車による巡回・啓発活動
（学校や通学路を中心に）

② あいさつ運動強化週間の実施［年４回（４月、６月、９月、１１月）］

・あいさつ運動推進委員（町民会議委員）…地区内での街頭指導
（※別紙参照）　広報車による巡回・啓発活動
（学校や通学路を中心に）

・区長…地区内での街頭指導

・町職員…指定場所での街頭指導（のぼり旗の設置）
（押水地区）米出インターロ交差点、ＪＲ宝達駅西口前、
相見小学校付近交差点
（志雄地区）樋川小学校前、子浦北交差点、子浦大橋交差点

・小・中学校…玄関や校門前等での指導（のぼり旗の設置）

・保育所…玄関前での指導（のぼり旗の設置）

（2）愛のひと声運動

愛のひと声運動強化週間の実施［年４回（４月、６月、９月、１１月）］
…夕方に広報車で巡回・啓発活動（駅やコンビニ等を中心に）

（3）広報やホームページ等による啓発

３ 健全育成モニター会議

健全育成モニター活動の実施

・青少年の善行や非行等の情報提供

・青少年に悪影響を及ぼす有害環境（有害図書自動販売機等）の情報提供

・青少年の地域行事への参加促進

４ 小･中･高生徒指導連絡会議

小･中･高校の生徒指導担当教諭による情報交換

・夏季・冬季休業中の指導事項等

宝達志水町青少年健全育成町民会議設置要綱

（目的及び設置）
第１条　家庭・学校・地域が一体となって、地域ぐるみで明るく心豊かで健やかな青少年の育成に努めることを目的として、宝達志水町青少年健全育成町民会議（以下「町民会議」という。）を設置する。

（事業）
第２条　町民会議は、前条の目的達成のため次の事業を行う。
（１）青少年の健全育成に関する施策の審議に関すること
（２）青少年育成センターの活動及び運営に関する基本的事項の審議に関すること
（３）青少年の健全育成に関する調査・研究に関すること
（４）青少年の健全育成に関する普及・啓発に関すること
（５）関係機関及び関係団体相互の連絡調整に関すること
（６）前各号に掲げるもののほか、目的達成のため必要な事業

（委員）
第３条　町民会議は、次に掲げる委員で組織し、会長が委嘱する。
（１）青少年の健全育成に関係する機関及び団体の代表者
（２）前号に掲げる者のほか、会長が適当であると認める者
２　委員の任期は１年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）
第４条　町民会議に会長１名、副会長１名を置き、会長に町長を充て、副会長に教育長を充てる。
２　会長は町民会議を代表し、会務を統括する。
３　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）
第５条　町民会議は年２回開催し、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときはその都度会議を開催することができる。

（委員会等）
第６条　町民会議の実践活動を推進するため、次の委員会等を置く。
（１）青少年育成委員会
（２）あいさつ運動推進委員会
（３）健全育成モニター会議
（４）小・中・高生徒指導連絡会議
２　前項の委員会等の運営については別に定める。

（事務局）
第７条　町民会議の事務を処理するため、事務局を生涯学習課に置く。

（補則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。
２　この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

宝達志水町青少年育成センター条例

（設置）
第１条　青少年の健全な育成を図るため、青少年育成センターを設置する。

（名称及び位置）
第２条　青少年育成センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宝達志水町青少年育成センター	宝達志水町子浦そ18番地１

（活動）
第３条　宝達志水町青少年育成センター(以下「センター」という。)は、次に掲げる活動を行う。
（１）青少年健全育成の相談及び指導に関すること。
（２）青少年健全育成に関する調査、研究及び資料収集に関すること。
（３）関係機関、関係団体等の連絡調整に関すること。
（４）前３号に掲げるもののほか､青少年の健全育成及び非行防止のために必要な事業に関すること。

（管理）
第４条　センターは、宝達志水町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。
２　教育委員会は、センターの設置目的を最も効果的に達成するよう管理運営に配慮しなければならない。

（職員）
第５条　センターに、所長その他必要な職員を置く。
２　所長は、宝達志水町教育長が兼務し、所掌事務の管理及び職員を指揮監督する。

（補導員）
第６条　第３条に掲げる活動に従事するため、補導員を置く。
２　補導員は、教育委員会が任命する。

（運営協議会）
第７条　センターの円滑な運営を図るため、青少年育成センター運営協議会を置く。
２　運営協議会は、センターの活動及び運営に関する基本的事項を審議する。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成１７年３月１日から施行する。
２　この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

（経過措置）
２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の志雄町青少年育成センター規則（平成８年志雄町教育委員会規則第１号）又は押水町青少年育成センター規則（昭和６２年押水町教育委員会規則第１号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

宝達志水町青少年育成委員会設置要綱

（目的及び設置）
第１条　家庭・学校・地域が連携し、地域における青少年の非行防止活動及び有害環境の浄化活動等を行うことを目的として、宝達志水町青少年育成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員）
第２条　委員会は、次に掲げる青少年育成委員（以下「委員」という。）で組織し、青少年育成センター所長（以下「所長」という。）が委嘱する。
（１）小・中学校ＰＴＡの代表者
（２）小・中・高等学校生徒指導担当教諭
（３）石川県青少年育成推進指導員
（４）青少年育成センター関係職員
（５）前各号に掲げる者のほか、所長が適当であると認める者
２　委員の任期は１年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）
第３条　委員会に委員長１名、副委員長１名を置き、委員長に所長を充て、副委員長は委員長が任命する。
２　委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
３　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（オブザーバー）
第４条　委員会にオブザーバーを置くことができる。
２　オブザーバーは、委員会の目的を達成するための専門的な知識又は経験を有する者とする。
３　オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、専門的見地から助言又は協力を行うものとする。

（会議）
第５条　委員会の会議は年２回開催し、委員長が招集する。ただし、委員長が必要と認めるときは、その都度会議を開催することができる。

（活動）
第６条　委員は、次に掲げる活動を行う。
（１）街頭補導計画に基づいた街頭補導活動
（２）地域における街頭補導活動
（３）青少年に悪影響を与える有害環境等の情報提供及び浄化活動
（４）その他、青少年の非行防止及び健全育成に関する活動

（庶務）
第７条　委員会の庶務は、青少年育成センターにおいて処理する。

（補則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。
２　この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

あいさつ運動推進委員会設置要綱

第１条　趣　旨
　人がコミュニケーションを図る上で最も重要である「あいさつ」や「声かけ」を家庭・学校・地域が一体となって推進し、明るい町づくりに貢献するとともに、明るく心豊かな青少年の育成に努める。

第２条　組　織
　あいさつ運動推進委員会（以下「委員会」という。）は、町民会議全委員をもって組織する。また、次の団体・機関に協力を依頼する。
（１）区長会（健全育成モニター会議）
（２）町役場職員
（３）町内保育所・小学校・中学校

第３条　役　員
　委員会に次の役員を置く。
（１）委員長　１名（教育委員会教育長）

第４条　会　議
　委員会は、町民会議において「あいさつ」や「声かけ」を推進する事業を協議する。

第５条　活　動
　委員は次の活動を行う。
（１）毎月１日をあいさつデーとして、「あいさつ運動」を推進する。
（２）年４回を強化週間として、「あいさつ運動」や「愛のひと声運動」を推進する。
　　（４月新学期、６月、９月、１１月初めの１週間）
（３）その他必要に応じて、「あいさつ運動」や「愛のひと声運動」を推進・啓発する。

第６条　庶　務
　委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

第７条　その他
　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

　　附　則
　この要綱は、平成１７年８月３１日から施行する。

健全育成モニター会議設置要綱

第１条　趣　旨
　地域全体で青少年を見守りながら、青少年の自主自立と地域社会への前向きな参加を地域全体で働きかける。

第２条　組　織
　健全育成モニター会議（以下「会議」という。）は、全集落の区長をもって組織する。

第３条　役　員
　会議に次の役員を置く。
（１）委員長　１名（区長会代表）

第４条　会　議
　会議は必要に応じて委員長が招集する。

第５条　活　動
　委員は次の活動を行う。
（１）学校や町民会議事務局と連携し、地域の青少年の善行や非行の情報を提供する。
（２）地域の環境浄化を推進するとともに、青少年に悪影響を与える有害環境等の情報を提供する。
（３）あいさつ運動を通して地域で「あいさつ」の励行を図り、児童・生徒の登下校時の安全を指導する。
（４）祭礼等の地区行事への青少年の積極的な参加を奨励するとともに、年代に応じた健全育成を図る。

第６条　庶　務
　会議の庶務は、総務課との連携の下に生涯学習課において処理する。

第７条　その他
　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附　則
　この要綱は、平成１７年８月３１日から施行する。

小･中･高生徒指導連絡会議設置要綱

第１条　趣　旨
　小学校、中学校、高校が連携し、生徒指導上の諸問題について解決策を検討し、実行する。

第２条　組　織
　小・中・高生徒指導連絡会議（以下「会議」という。）は、学校長（町学校教育研究会代表)、生徒指導担当教諭をもって組織する。

第３条　役　員
　会議に次の役員を置く。
（１）委員長　１名（校長会（中学校）代表）

第４条　会　議
　会議は必要に応じて委員長が招集する。また、委員長の求めに応じて、青少年育成センター専任補導員、担当職員が会議に出席することができる。

第５条　活　動
　会議において、各学校や町内の現状・課題について情報交換し、今後の対応や方針について協議する。

第６条　庶　務
　会議の庶務は、生涯学習課において処理する。

第７条　その他
　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附　則
　この要綱は、平成１７年８月３１日から施行する。